

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市職員定数条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	10
○ 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	11
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	25
○ 北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部地域医療課】	26
○ 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例【環境局循環社会推進部施設課】	27
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	28
○ 北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例【上下水道局水道部計画課】	33
○ 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例【交通局総務経営課】	34
○ 北九州市病院事業の設置等に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【病院局経営課】	35
○ 北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【病院局経営課】	36
○ 北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例【病院局総務課】	37
○ 地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例【病院局経営課】	41
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】	42
○ 北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例【行政委員会事務局選挙課】	53

- 北九州市子どもを虐待から守る条例【市議会事務局政策調査課】 5 4
- 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】 6 1

◇ 告 示

- 指定管理者の指定【保健福祉局総務部総務課】 6 2
- 利用料金の額の承認（2件）【産業経済局総務政策部雇用政策課】 6 4
- 指定管理者の指定（2件）【建築都市局計画部都市交通政策課】 6 6
- 指定管理者の指定【建築都市局住宅部住宅管理課】 6 8

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【環境局循環社会推進部施設課】 6 9
- 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 7 7

◇ 人事委員会

- 北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 7 9

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり職員定数を改めることにしました。
 - (1) 市長事務部局 315人減
 - (2) 教育委員会の事務部局等 450人減
 - (3) 人事委員会の事務部局 1人減
 - (4) 農業委員会の事務部局 4人減
 - (5) 消防局等 65人増
 - (6) 交通局 30人減
 - (7) 上下水道局 55人減
- 2 地方独立行政法人北九州市立病院機構の設立に伴い、病院局の職員定数を削除することにしました。
- 3 育児休業中の職員等を職員定数外とすることにしました。
この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育職給料表、医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員の給与を引き上げることにしました。
- 2 初任給調整手当の支給限度額を30万8,600円とすることにしました。
この条例は、平成30年4月1日から適用することにしました。

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

国の措置に準じ、夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師の夜間特殊業務手当を次のとおり改定することになりました。

区 分		改正前	改正後
深夜の全部を含む勤務		1回6,800円	1回7,300円
深夜の一部を含む勤務	深夜における勤務時間が4時間以上のとき	1回3,300円	1回3,550円
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき	1回2,900円	1回3,100円
	深夜における勤務時間が2時間未満のとき	1回2,000円	1回2,150円

この条例は、平成30年4月1日から適用することになりました。

◇北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

医療法施行規則の一部改正に伴い、療養病床を有する病院及び診療所の人員の基準の特例について、平成36年3月31日まで延長することになりました。

この条例は、平成30年12月19日から施行することになりました。

◇北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるため、関係規定を改めることになりました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することになりました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 城山緑地庭球場の廃止に伴い、同庭球場の使用料に係る規定を削除することにしました。

2 延命寺臨海公園駐車施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	<p>1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。</p> <p>2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>
-------	---	--

3 大池公園駐車施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。	<p>1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。</p> <p>2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>
-------	---	--

この条例は、1については平成31年4月1日から、2及び3については規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例

水道法施行令の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市立の幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の夏季休業日の見直し等に伴い、学期定期旅客運賃の通用期間の上限を変更するため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市病院事業の設置等に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 北九州市立八幡病院の産婦人科を婦人科に変更することにしました。
- 2 北九州市立八幡病院附属助産院を廃止することにしました。

この条例は、平成30年12月19日から施行することにしました。

◇北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 北九州市立八幡病院の位置を次のとおり変更することにしました。

改正前	改正後
北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

- 2 北九州市立八幡病院の診療科目に小児外科を追加することにしました。

この条例は、平成30年12月22日から施行することにしました。

◇北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

北九州市立医療センター及び北九州市立八幡病院並びに北九州市立看護専門学校が地方独立行政法人北九州市立病院機構が設置する病院等となることに伴い、関係条例を整備することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
 - (1) 市が設置する病院事業に係る病院等から、北九州市立医療センター及び北九州市立八幡病院並びに北九州市立看護専門学校を削除することにした。
 - (2) 市が設置する病院事業に係る地方公営企業法の規定の適用を、全面適用から財務規定等のみの適用に変更することにした。
 - (3) (2)に伴い、病院局及び病院事業の管理者は廃止し、市が設置する病院事業は市長部局において市長が管理することにした。
- 2 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正
 - (1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構に使用される者で市長が特に認めるものが、引き続いて市職員となったときにおける、その者の同機構の職員としての引き続いた在職期間等について、同機構から支給される市職員の退職手当に相当する給与の計算の基礎となった在職期間を除き、市職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に含めることにしました。
 - (2) 退職する市職員で市長が特に認めるものが、引き続いて地方独立行政法人北九州市立病院機構に使用される者となった場合において、その者の市職員としての勤続期間が、同機構の退職手当に関する規定により、同機構の退職手当の算定の基礎となる勤続期間に通算されることに定められているときには、その者に対する市職員の退職手当は、支給しないことにしました。
- 3 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
北九州市立医療センター附属助産院を廃止することにした。
- 4 北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例を廃止することにした。
この条例は、平成31年4月1日から施行することにした。

◇地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例

職員を地方独立行政法人北九州市立病院機構へ引き継ぐため、必要な事項を定めることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにした。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育職員の給与を引き上げることにしました。
- 2 教職員の宿日直手当の支給限度額を次のとおり改定することにしました。

区 分	改正前	改正後
(1) 人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務（(2)及び(3)を除く。）	1回7,200円	1回7,400円
(2) 人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務であって勤務が行われる時間が正規の勤務日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われるもの	1回10,800円	1回11,100円
(3) 人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務であって勤務時間が5時間未満のもの	1回3,600円	1回3,700円

この条例は平成30年4月1日から適用することにしました。

◇北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担を次のとおり行うことにしました。

作成枚数の上限	1枚当たりの作成単価の上限
8,000枚	7円51銭

この条例は、平成31年3月1日から施行することにしました。

◇北九州市子どもを虐待から守る条例

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 子どもを虐待から守るための基本理念を定めることにしました。
- 2 市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めることにしました。
- 3 市は、虐待の早期発見等のため、児童相談所及び福祉事務所の機能の強化に努めることにしました。
- 4 市は、虐待の未然防止のため、市民、関係機関等及び事業者と連携して子ども及び保護者に対する子育てに関する支援の充実等に努めることにしました。
- 5 市は、市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設けることにしました。
- 6 市は、虐待を受けた子どもの心身の回復等のため、関係機関等と連携して、必要な支援等に努めることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

病院局の廃止に伴い、保健病院委員会の名称及び所管を改めることにしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにしました。

北九州市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第62号

北九州市職員定数条例の一部を改正する条例

北九州市職員定数条例（昭和38年北九州市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「5, 655人」を「5, 340人」に改め、同項第3号中「950人」を「500人」に改め、同項第6号中「21人」を「20人」に改め、同項第7号中「19人」を「15人」に改め、同項第8号中「985人」を「1, 050人」に改め、同項第9号中「110人」を「80人」に改め、同項第10号中「585人」を「530人」に改め、同項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同項中「9, 725人」を「7, 660人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる職員は、これを定数外とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- (2) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の育児休業をしている職員
- (4) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の大学院修学休業をしている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項又は北九州市職員の分限に関する条例（昭和38年北九州市条例第18号）第2条の規定による休職にされている職員
- (6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員
- (7) 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成13年北九州市条例第43号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員

付則第3項を削る。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第63号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「30万8,300円」を「30万8,600円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	193,000	298,000	382,300
	2	159,400	195,300	301,000	385,000
	3	160,900	197,600	303,900	387,700
	4	162,400	199,900	306,900	390,400
	5	164,100	202,300	309,700	393,200
	6	166,000	204,000	312,500	395,300
	7	167,800	205,600	315,300	397,400
	8	169,600	207,300	318,100	399,500
	9	171,400	209,100	321,000	401,600
	10	173,500	210,700	323,300	403,500
	11	175,500	212,400	325,600	405,400
	12	177,500	214,000	327,900	407,300
	13	179,500	215,800	330,200	409,100
	14	181,700	217,700	332,400	411,100
	15	183,900	219,600	334,700	413,100
	16	186,100	221,500	336,800	415,100
	17	188,400	223,000	339,000	416,900
	18	191,000	225,000	341,200	418,700
	19	193,500	227,000	343,500	420,500
	20	196,000	229,000	345,800	422,200
	21	198,500	230,800	347,500	423,700
	22	200,200	233,500	349,600	425,200
	23	201,900	236,200	351,700	427,100
	24	203,600	238,900	353,800	429,000
	25	205,100	241,500	355,900	430,800
	26	206,600	244,800	357,900	432,600
	27	208,300	248,200	359,900	434,500
	28	209,900	251,500	361,900	436,300
	29	211,400	254,700	363,500	438,000
	30	213,100	257,900	365,700	439,900
	31	214,800	261,100	368,000	441,700
	32	216,500	264,200	370,400	443,600
	33	218,000	267,500	372,700	445,300
	34	219,800	270,500	375,200	447,100
	35	221,600	273,500	377,600	448,900
	36	223,400	276,500	380,100	450,700
	37	224,900	279,600	382,600	452,300
	38	226,700	281,600	385,000	454,000
	39	228,500	283,500	387,500	455,900
	40	230,300	285,500	390,000	457,600
	41	232,000	287,300	392,500	459,300
	42	234,100	289,700	394,200	460,900
	43	236,200	292,000	395,800	462,500

	44	238,100	294,500	397,600	464,000
	45	240,000	296,500	398,800	465,500
	46	241,700	299,000	400,300	466,800
	47	243,400	301,300	401,700	468,100
	48	245,200	304,000	403,100	469,400
	49	247,100	306,400	404,800	470,600
	50	248,800	308,800	406,200	471,300
	51	250,600	311,300	407,500	472,000
	52	252,400	313,600	409,000	472,700
	53	254,000	315,800	410,600	473,300
	54	255,100	318,000	411,900	
	55	256,200	320,100	413,400	
	56	257,400	322,300	415,000	
	57	258,700	324,200	416,700	
	58	259,800	326,300	418,100	
	59	261,200	328,400	419,700	
	60	262,300	330,400	421,200	
	61	263,600	332,500	422,900	
	62	265,100	334,600	424,400	
	63	266,600	336,800	426,000	
	64	268,300	339,000	427,600	
	65	269,700	340,700	429,100	
	66	271,100	342,900	430,600	
	67	272,500	344,900	431,800	
	68	273,900	347,100	433,000	
	69	275,000	348,900	434,200	
	70	276,400	350,800	435,500	
再任	71	277,800	352,800	436,800	
用職	72	279,000	354,800	438,000	
員以	73	280,200	356,400	439,200	
外の	74	281,400	358,300	440,400	
職員	75	282,600	360,100	441,600	
	76	283,800	362,000	442,800	
	77	284,900	363,800	444,000	
	78	286,100	365,800	445,200	
	79	287,300	367,900	446,400	
	80	288,500	369,800	447,600	
	81	289,500	371,700	448,700	
	82	290,600	373,600	449,300	
	83	291,600	375,500	449,800	
	84	292,800	377,400	450,300	
	85	293,900	379,100	450,800	
	86	295,000	380,900		
	87	296,200	382,800		
	88	297,400	384,700		
	89	297,900	386,300		
	90	298,900	387,400		
	91	300,000	388,700		
	92	301,200	389,900		
	93	302,200	391,300		

94	303, 400	392, 300
95	304, 600	393, 400
96	305, 800	394, 400
97	307, 000	395, 300
98	308, 100	396, 300
99	309, 200	397, 400
100	310, 300	398, 500
101	311, 300	399, 200
102	312, 300	400, 100
103	313, 400	401, 000
104	314, 400	401, 900
105	315, 400	402, 700
106	315, 800	403, 600
107	316, 300	404, 400
108	316, 800	405, 200
109	317, 400	405, 800
110	317, 900	406, 500
111	318, 300	407, 200
112	318, 800	407, 900
113	319, 300	408, 500
114	319, 700	409, 000
115	320, 200	409, 400
116	320, 700	409, 800
117	321, 300	410, 200
118	321, 600	410, 500
119	321, 900	410, 800
120	322, 200	411, 000
121	322, 400	411, 200
122	322, 700	411, 500
123	323, 000	411, 800
124	323, 300	412, 000
125	323, 500	412, 200
126	323, 700	412, 500
127	323, 900	412, 800
128	324, 200	413, 000
129	324, 500	413, 200
130	324, 700	413, 500
131	325, 000	413, 800
132	325, 300	414, 000
133	325, 500	414, 200
134	325, 700	
135	326, 000	
136	326, 200	
137	326, 500	
138	326, 700	
139	327, 000	
140	327, 300	
141	327, 500	
142	327, 700	
143	328, 000	

	144	328,300			
	145	328,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校及び高等専修学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び高等専修学校の教員 2級1号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	157,900	173,900	271,100
	2	159,400	176,000	273,600
	3	160,900	178,100	276,100
	4	162,400	180,300	278,600
	5	164,100	182,300	281,000
	6	166,000	184,500	283,600
	7	167,800	186,700	286,200
	8	169,600	188,900	288,800
	9	171,400	191,200	291,200
	10	173,500	194,000	293,900
	11	175,500	196,700	296,600
	12	177,500	199,400	299,300
	13	179,500	202,300	301,800
	14	181,700	204,000	304,200
	15	183,900	205,600	306,500
	16	186,100	207,300	308,900
	17	188,400	209,100	311,300
	18	191,000	210,700	313,900
	19	193,500	212,400	316,600
	20	196,000	214,000	319,500
	21	198,500	215,800	321,900
	22	200,200	217,700	323,900
	23	201,900	219,600	325,900
	24	203,600	221,500	328,200
	25	205,100	223,000	330,200
	26	206,500	225,000	332,400
	27	208,100	227,000	334,700
	28	209,600	229,000	336,800
	29	211,300	230,800	339,000
	30	213,000	234,400	341,200
	31	214,700	238,000	343,500
	32	216,400	241,600	345,800
	33	217,800	245,200	347,500
	34	219,500	248,600	349,300
	35	221,200	252,000	351,200
	36	222,900	255,400	353,100
	37	224,300	258,600	354,900
	38	226,600	261,600	356,600
	39	228,900	264,700	358,400
	40	231,200	267,800	360,600
	41	233,500	270,900	362,500
	42	235,500	273,100	364,700
	43	237,500	275,300	366,900
	44	239,500	277,300	369,100

	45	241,300	279,600	371,200
	46	242,900	281,600	373,400
	47	244,700	283,500	375,600
	48	246,500	285,500	377,800
	49	248,200	287,300	379,700
	50	249,600	289,700	381,300
	51	250,800	292,000	382,900
	52	252,000	294,500	384,400
	53	253,200	296,500	385,800
	54	254,400	299,000	387,300
	55	255,500	301,300	388,800
	56	256,700	304,000	390,200
	57	258,100	306,400	391,400
	58	259,100	308,800	392,700
	59	260,300	311,300	393,800
	60	261,200	313,600	394,900
	61	262,200	315,800	396,300
	62	263,600	318,000	397,500
	63	265,000	320,100	398,700
	64	266,400	322,300	400,000
	65	268,000	324,200	401,200
	66	269,500	326,300	402,200
	67	271,000	328,400	403,600
	68	272,400	330,400	404,900
再任	69	273,400	332,500	406,100
用職	70	274,600	334,600	407,200
員以	71	275,900	336,800	408,400
外の	72	277,100	339,000	409,500
職員	73	278,300	340,700	410,500
	74	279,400	342,600	411,700
	75	280,600	344,300	412,900
	76	281,800	346,100	414,100
	77	283,000	347,900	414,700
	78	283,900	349,700	415,500
	79	285,100	351,100	416,200
	80	286,300	352,900	416,700
	81	287,200	354,100	417,000
	82	288,100	355,800	417,400
	83	288,800	357,500	417,800
	84	289,800	359,100	418,200
	85	290,800	361,000	418,500
	86	291,700	362,600	418,900
	87	292,600	364,400	419,300
	88	293,400	366,200	419,600
	89	293,700	367,900	419,900
	90	294,400	369,500	420,300
	91	295,100	371,100	420,700
	92	295,900	372,700	421,000
	93	296,700	374,300	421,300

94	297, 500	375, 300	421, 600
95	298, 300	376, 300	421, 900
96	299, 000	377, 300	422, 100
97	299, 900	378, 100	422, 300
98	300, 600	379, 000	
99	301, 300	379, 900	
100	302, 000	380, 900	
101	302, 700	381, 700	
102	302, 900	382, 700	
103	303, 200	383, 700	
104	303, 500	384, 700	
105	303, 700	385, 300	
106	303, 900	386, 200	
107	304, 100	387, 100	
108	304, 400	388, 000	
109	304, 700	388, 800	
110	305, 000	389, 500	
111	305, 300	390, 300	
112	305, 600	391, 100	
113	305, 800	391, 700	
114	306, 000	392, 500	
115	306, 200	393, 200	
116	306, 500	393, 900	
117	306, 800	394, 500	
118		395, 200	
119		395, 700	
120		396, 300	
121		397, 000	
122		397, 600	
123		398, 100	
124		398, 600	
125		398, 900	
126		399, 200	
127		399, 500	
128		399, 800	
129		400, 100	
130		400, 400	
131		400, 700	
132		401, 000	
133		401, 300	
134		401, 600	
135		401, 900	
136		402, 200	
137		402, 400	
138		402, 700	
139		403, 000	
140		403, 200	
141		403, 400	

再任用職員		225,200	271,100	324,400
-------	--	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭及び養護教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第5のア 医療職給料表(1)を次のように改める。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	258,900	385,000	398,000	490,100
	2	261,600	387,800	400,800	493,000
	3	264,300	390,500	403,600	495,900
	4	267,000	393,300	406,400	498,700
	5	269,600	395,800	408,800	501,400
	6	272,300	398,600	411,400	504,400
	7	275,000	401,400	414,100	507,400
	8	277,700	404,200	416,800	510,400
	9	280,300	406,800	419,300	513,100
	10	283,000	409,400	422,100	516,400
	11	285,600	412,100	424,800	519,700
	12	288,300	414,800	427,600	523,000
	13	290,800	417,200	430,000	526,000
	14	293,500	419,800	432,600	529,200
	15	296,100	422,300	435,200	532,400
	16	298,800	424,900	437,800	535,600
	17	301,500	427,000	440,000	538,800
	18	304,300	429,500	442,500	541,800
	19	307,000	431,900	445,000	544,800
	20	309,800	434,400	447,500	547,800
	21	312,400	436,600	449,800	550,700
	22	315,300	439,000	452,200	553,500
	23	318,200	441,400	454,600	556,300
	24	321,100	443,800	457,000	559,100
	25	323,800	446,100	459,400	561,600
	26	326,700	448,400	461,700	564,000
	27	329,500	450,700	464,000	566,400
	28	332,300	453,000	466,300	568,800
	29	335,100	455,100	468,500	571,300
	30	337,700	457,300	470,700	573,700
	31	340,100	459,500	472,900	576,100
	32	342,500	461,700	475,100	578,500
	33	344,800	463,600	477,000	580,800
	34	347,000	465,700	479,100	583,100
	35	349,400	467,800	481,200	585,400
	36	351,900	469,900	483,300	587,700
	37	354,200	471,800	485,200	589,900
	38	356,600	473,900	487,300	591,400
	39	358,800	476,000	489,400	592,900
	40	361,200	478,100	491,400	594,400
	41	363,600	479,900	493,200	595,700

	42	366,100	482,000	495,300	597,100
	43	368,600	484,100	497,400	598,500
	44	371,000	486,100	499,500	599,900
	45	373,200	487,700	501,500	601,100
	46	375,700	489,700	503,600	
	47	378,200	491,700	505,700	
	48	380,500	493,700	507,800	
	49	382,400	495,500	509,600	
	50	384,900	497,300	511,400	
	51	387,300	499,100	513,200	
	52	389,800	500,900	515,000	
	53	392,000	502,700	516,800	
	54	394,500	504,100	518,600	
	55	397,000	505,500	520,400	
再任 用職 員以 外の 職員	56	399,500	506,900	522,200	
	57	401,600	508,300	524,000	
	58	403,700	509,600	525,800	
	59	405,900	510,900	527,600	
	60	408,100	512,200	529,400	
	61	410,200	513,300	531,200	
	62	412,300	514,300	533,000	
	63	414,300	515,300	534,800	
	64	416,400	516,300	536,600	
	65	418,300	517,000	538,400	
	66	420,200	517,900	540,100	
	67	422,000	518,800	541,800	
	68	423,900	519,700	543,500	
	69	425,700	520,700	545,200	
	70	427,500	521,600	546,600	
	71	429,300	522,500	548,000	
	72	431,000	523,400	549,400	
	73	432,800	524,300	550,600	
	74	434,600	525,200	551,600	
	75	436,400	526,100	552,600	
	76	438,200	527,000	553,600	
	77	439,700	527,800	554,600	
	78	441,400	528,700	555,500	
	79	443,100	529,600	556,400	
	80	444,800	530,500	557,300	
	81	446,400	531,300	558,200	
	82	448,000	532,200	559,100	
83	449,600	533,100	560,000		
84	451,200	534,000	560,900		
85	452,700	534,700	561,800		
86	454,000	535,600	562,700		
87	455,300	536,500	563,600		
88	456,600	537,400	564,500		
89	457,600	538,100	565,400		

90	458,800	539,000		
91	460,000	539,900		
92	461,100	540,800		
93	461,900	541,500		
94	462,800			
95	463,700			
96	464,600			
97	465,400			
98	466,200			
99	467,000			
100	467,800			
101	468,600			
102	469,400			
103	470,200			
104	471,000			
105	471,800			
106	472,600			
107	473,400			
108	474,200			
109	474,800			
110	475,600			
111	476,400			
112	477,200			
113	477,800			
114	478,500			
115	479,200			
116	479,900			
117	480,600			
再任用職員	310,600	369,700	435,500	516,400

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第5条関係）

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表

号給	給料月額
1	374,000 円
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、改正後の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 2 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に市長の定めるところによる。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第64号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「6,800円」を「7,300円」に、「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,150円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、改正後の北九州市職員の特
殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30
年4月1日から適用する。

（内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の北九州市職員の特
殊勤務手当に関する条例別表の3の項の規定に基づいて平成30年4月1日
以後の分として支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊
勤務手当の内払とみなす。

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第65号

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例（平成27年北九州市条例第62号）の一部を次のように改正する。

付則第8項を付則第11項とする。

付則第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「この項」の次に「及び次項」を加え、「同項」を「第6項」に改め、同項を付則第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

付則第6項各号列記以外の部分中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項を付則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

付則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第66号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第22条の2各号列記以外の部分中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第22条の7第6号中「又は学校教育法」を「（学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学（以下この条において「専門職大学」という。）の前期課程を含む。次号において同じ。）又は同法」に改め、「卒業した後」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第7号中「卒業した後」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条の2各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第67号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表の庭球場の項中 「香月中央庭球場 城山緑地庭球場」 を
「香月中央庭球場」に改め、同表のその他の項中

三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。
-----------	-------	-------------------	--------------------	--

延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額と	1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交
-------------	-------	--	--

		する。		法（以下「改正前の道路交通法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。

に、

		1台1回（4時間を超えた場合）	300円以下の範囲内で規則で定める額	
--	--	-----------------	--------------------	--

を

		1台1回（4時間を超えた場合）	300円以下の範囲内で規則で定める額	
大池公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、1時間30分以内の駐車は1台につき30分又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、1時間30分を超えて12時間以内の駐車は1台につき400円以下の範囲内で規則		1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内の

に

		で定める額とする。	ときは、無料とする。
--	--	-----------	------------

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1の3 有料施設の使用料の表の庭球場の項の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

(調整規定)

- 2 この条例(別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定(

三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(以下「改正前の道路交通法」という。)第3条に規定する普通自動車をいう。
-----------	-------	-------------------	--------------------	--

を

延命寺臨海公園駐車施設	普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、6時間以内の駐車は1台につき2時間又はその端数ごとに100円以下の範囲内で規則で定める額、6時間を超えて12時間以内の駐	1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号
-------------	-------	--	---------------------------------------

		車は1台につき400円以下の範囲内で規則で定める額とする。		<p>)による改正前の道路交通法(以下「改正前の道路交通法」という。) 第3条に規定する普通自動車をいう。</p> <p>2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。

に

改める部分に限る。)に限る。)の施行の日が北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年北九州市条例第39号)付則ただし書に規定する規定(別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定(帆柱公園駐車施設の大型自動車中型自動車の項に係る部分に限る。))に限る。)の施行の日前である場合には、同条例のうち別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定中

普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(

とあるのは

普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に

とする。

以下「改正前の
道路交通法」と
いう。) 第3条
に規定する普通
自動車をいう。

規定する普通自
動車をいう。

北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第68号

北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例

北九州市水道法施行条例（平成24年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「又は学校教育法」を「（学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学（以下この号及び次条第2号において「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）又は同法」に改め、「卒業した後」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第69号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 学期定期旅客運賃の表中「4月」を「5月」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市病院事業の設置等に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第70号

北九州市病院事業の設置等に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立八幡病院の項中「産婦人科」を「婦人科」に改める。

(北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の助産施設の項中

北九州市立医療センター附属助産院	北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号	を
〃 八幡病院 〃	〃 八幡東区西本町四丁目18番1号	

北九州市立医療センター附属助産院	北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号	に
------------------	-------------------	---

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第71号

北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立八幡病院の項中「西本町四丁目18番1号」を「尾倉二丁目6番2号」に改め、「消化器外科」の次に「、小児外科」を加える。

付 則

この条例は、平成30年12月22日から施行する。

北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第72号

北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同項ただし書中「病院事業の管理者」を「市長」に改め、同条第3項を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「法」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条を第5条とする。

第8条の見出し中「提出等」を「作成等」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「市長に提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「提出する」を「作成する」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に、「提出する」を「作成する」に、「管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければ」を「市長は、事故のやんだときから1月以内にこれを作成しなければ」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「管理者は」を「市長は」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「管理者が」を「市長が」に、「管理者に」を「市長に」に改め、同条第2項中「管理者は」を「市長は」に改め、同条を第8条とする。

第11条第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「、この条例に基づく規程」を「及び北九州市立病院の利用料金等に関する条例(昭和39年北九州市条例第24号)並びにこれらの条例に基づく規則」に、「管理者の」を「市長の」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「管理者が」を「市長が」に改め、同条を第12条とする。

別表第1の北九州市立医療センターの項及び北九州市立八幡病院の項を削

り、同表を別表とする。

別表第2を削る。

(北九州市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 北九州市職員退職手当支給条例(昭和38年北九州市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項及び第18条第2項中「国立大学法人等」を「地方独立行政法人北九州市立病院機構若しくは国立大学法人等」に改める。

(北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の助産施設の項を削る。

(北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例の廃止)

第4条 北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例(昭和43年北九州市条例第26号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の廃止)

2 北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和42年北九州市条例第40号)は、廃止する。

(北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部改正)

3 北九州市立病院等の使用料等に関する条例(昭和39年北九州市条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立病院の利用料金等に関する条例

第1条中「第2条」を「第2条第2項」に、「病院及び看護専門学校の使用料及び」を「病院の」に、「並びに」を「及び」に改める。

第2条の見出し中「使用料等」を「利用料金等」に改め、同条第1項中「使用料若しくは」を削り、同条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「第1項」を「前項」に改め、同項第1号中「前項第1号に定める額及び」を「健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(別表第1において「診療報酬の算定方法」という。)並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律

第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに」に改め、同項第2号中「（助産に係る場合にあっては、同表の1 健康保険による給付の基準を超える病室の表により算定した額並びに別表第1の2 その他の表の分べん料の項及び新生児室料の項の規定により算定した額）」を削り、「管理者が」を「市長が」に、「管理者の」を「市長の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「以内」を「以下」に、「管理者」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前3項」を「前2項」に改め、「使用料若しくは」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第3条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料又は」を削り、「使用料にあっては別表第2に掲げる額以下の範囲内で別に管理者が定める額、利用料金にあっては同表」を「別表第2」に、「管理者の」を「市長の」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（利用料金等の減免等）

第4条 指定管理者は、市長の定める基準により利用料金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

2 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、手数料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（利用料金等の不返還）

第5条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めて市長の承認を受けたときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第6条を削る。

第7条各号列記以外の部分中「管理者（指定管理者が管理する病院にあっては、指定管理者）」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「職員（指定管理者が管理する病院にあっては、指定管理者の職員）」を「指定管理者の職員」に改め、同条第2号中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

種別	単位	金額
健康保険による給付の基準を超える病室	1日	6,000円
長期入院料（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（告示第498号第9号に規定する者に係るものを除く。）に係るものをいう。）	1日	告示第498号第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数（当該点数に1点未満の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入して得た点数）を用いて、診療報酬の算定方法の例により算定した額

別表第2の医療センター駐車場の項及び八幡病院駐車場の項を削り、同表の注書第2項中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第3を削る。

（北九州市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- 4 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

（北九州市行政手続条例の一部改正）

- 5 北九州市行政手続条例（平成8年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「、病院局」を削る。

（北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

- 6 北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「、病院局」を削る。

地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第73号

地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構の成立の日において、その職員が地方独立行政法人北九州市立病院機構の職員となる市の内部組織を定めるものとする。

(職員の引継ぎに係る内部組織)

第2条 地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに係る法第59条第2項に規定する条例で定める市の内部組織は、北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成30年北九州市条例第72号）第1条の規定による改正前の北九州市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第58号）別表第1に規定する北九州市立医療センター及び北九州市立八幡病院並びに同条例別表第2に規定する北九州市立看護専門学校とする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第74号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「7, 200円」を「7, 400円」に、「1万800円」を「1万1, 100円」に改め、同項ただし書中「3, 600円」を「3, 700円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（3）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	182,300	262,400	298,400	382,400
	2	159,400	184,500	264,900	301,300	385,000
	3	160,900	186,700	267,200	304,300	387,700
	4	162,400	188,900	269,500	307,300	390,400
	5	164,100	191,200	272,000	309,800	393,200
	6	166,000	194,000	274,400	312,600	395,300
	7	167,800	196,700	276,600	315,300	397,400
	8	169,600	199,400	278,800	318,100	399,500
	9	171,400	202,300	281,000	321,000	401,600
	10	173,500	204,000	283,300	323,300	403,500
	11	175,500	205,600	285,700	325,600	405,400
	12	177,500	207,300	287,900	327,900	407,300
	13	179,500	209,100	290,300	330,200	409,100
	14	181,700	210,700	292,400	332,400	411,100
	15	183,900	212,400	294,300	334,700	413,100
	16	186,100	214,000	296,300	336,800	415,100
	17	188,400	215,800	298,400	339,000	416,900
	18	191,000	217,700	300,900	341,200	418,700
	19	193,500	219,600	303,400	343,500	420,500
	20	196,000	221,500	306,100	345,800	422,200
	21	198,500	223,000	308,300	347,500	423,700
	22	200,200	225,000	310,900	349,600	425,200
	23	201,900	227,000	313,200	351,700	427,100
	24	203,600	229,000	315,900	353,800	429,000
	25	205,100	230,800	318,500	355,900	430,800
	26	206,600	233,500	320,800	357,900	432,600
	27	208,300	236,200	323,200	359,900	434,500
	28	209,900	238,900	325,400	361,900	436,300
	29	211,400	241,500	327,600	363,500	438,000
	30	213,100	244,800	329,600	365,800	439,900
	31	214,800	248,200	331,800	368,100	441,700
	32	216,500	251,500	334,000	370,500	443,600
	33	218,000	254,700	335,800	372,600	445,300
	34	219,800	257,900	337,900	375,000	447,100
	35	221,600	261,100	340,000	377,500	448,900
	36	223,400	264,200	342,000	380,000	450,700
	37	224,900	267,500	344,100	382,500	452,300
	38	226,700	270,500	346,200	385,000	454,000
	39	228,500	273,500	348,400	387,500	455,900
	40	230,300	276,500	350,500	390,000	457,600
	41	232,000	279,600	352,400	392,500	459,300
	42	233,700	281,600	354,500	394,200	460,900

	43	235,300	283,500	356,400	395,800	462,500
	44	236,900	285,500	358,500	397,600	464,000
	45	238,300	287,300	360,300	398,800	465,500
	46	239,700	289,700	362,300	400,300	466,800
	47	241,000	292,000	364,200	401,700	468,100
	48	242,200	294,500	366,200	403,100	469,400
	49	243,600	296,500	367,800	404,800	470,600
	50	245,100	299,000	369,900	406,200	471,300
	51	246,300	301,300	372,100	407,500	472,000
	52	247,800	304,000	374,300	409,000	472,700
	53	249,000	306,400	376,500	410,600	473,300
	54	250,200	308,800	378,700	411,900	473,900
	55	251,600	311,300	380,900	413,400	474,500
	56	252,700	313,600	383,100	415,000	475,100
	57	254,000	315,800	385,300	416,700	475,700
	58	255,100	318,000	387,500	418,100	476,300
	59	256,200	320,100	389,700	419,700	476,800
	60	257,400	322,300	391,900	421,200	477,300
	61	258,700	324,200	393,800	422,900	477,800
	62	259,800	326,300	395,000	424,400	478,300
	63	261,200	328,400	396,400	426,000	478,800
	64	262,300	330,400	397,800	427,600	479,200
	65	263,600	332,500	399,100	429,100	479,600
	66	265,100	334,600	400,400	430,600	
	67	266,600	336,800	401,800	431,800	
	68	268,300	339,000	403,100	433,000	
	69	269,700	340,700	404,400	434,200	
	70	271,100	342,900	405,800	435,500	
	71	272,500	344,900	407,200	436,800	
	72	273,900	347,100	408,500	438,000	
	73	275,000	348,900	409,700	439,200	
	74	276,400	350,800	410,900	440,400	
	75	277,800	352,800	412,200	441,600	
	76	279,000	354,800	413,600	442,800	
	77	280,200	356,400	414,900	444,000	
	78	281,400	358,300	416,100	445,200	
	79	282,600	360,100	417,100	446,400	
	80	283,800	362,000	418,300	447,600	
	81	284,900	363,800	419,500	448,700	
	82	286,100	365,800	420,700	449,300	
	83	287,300	367,900	421,900	449,800	
	84	288,500	369,800	422,900	450,300	
	85	289,500	371,700	424,000	450,800	
	86	290,600	373,600	425,000	451,300	
再任用教職員以外の教職員	87	291,600	375,500	426,000	451,800	
	88	292,800	377,400	427,000	452,300	
	89	293,900	379,100	427,900	452,700	
	90	295,000	380,900	428,700	453,200	
	91	296,200	382,800	429,500	453,600	

92	297, 400	384, 700	430, 300	454, 000
93	297, 900	386, 300	431, 100	454, 400
94	298, 900	387, 400	431, 500	454, 800
95	300, 000	388, 700	431, 900	455, 200
96	301, 200	389, 900	432, 300	455, 600
97	302, 200	391, 300	432, 700	455, 900
98	303, 300	392, 300	433, 000	
99	304, 300	393, 400	433, 300	
100	305, 400	394, 400	433, 600	
101	306, 300	395, 300	433, 900	
102	307, 400	396, 300	434, 200	
103	308, 500	397, 400	434, 500	
104	309, 500	398, 500	434, 700	
105	310, 100	399, 200	434, 900	
106	311, 000	400, 100	435, 200	
107	311, 800	401, 000	435, 500	
108	312, 600	401, 900	435, 700	
109	313, 500	402, 700	435, 900	
110	313, 900	403, 600	436, 200	
111	314, 300	404, 400	436, 500	
112	314, 800	405, 200	436, 700	
113	315, 400	405, 800	436, 900	
114	315, 800	406, 500	437, 200	
115	316, 300	407, 200	437, 500	
116	316, 800	407, 900	437, 700	
117	317, 400	408, 500	437, 900	
118	317, 900	409, 000		
119	318, 300	409, 400		
120	318, 800	409, 800		
121	319, 300	410, 200		
122	319, 700	410, 500		
123	320, 200	410, 800		
124	320, 700	411, 000		
125	321, 300	411, 200		
126	321, 600	411, 500		
127	321, 900	411, 800		
128	322, 200	412, 000		
129	322, 400	412, 200		
130	322, 700	412, 500		
131	323, 000	412, 800		
132	323, 300	413, 000		
133	323, 500	413, 200		
134	323, 700	413, 500		
135	323, 900	413, 800		
136	324, 200	414, 000		
137	324, 500	414, 200		
138	324, 700	414, 500		
139	325, 000	414, 800		
140	325, 300	415, 000		

141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700	416,500			
147	327,000	416,800			
148	327,300	417,000			
149	327,500	417,200			
150	327,700	417,500			
151	328,000	417,800			
152	328,300	418,000			
153	328,500	418,200			
154	328,800				
155	329,100				
156	329,300				
157	329,500				
158	329,800				
159	330,100				
160	330,300				
161	330,500				
162	330,800				
163	331,100				
164	331,300				
165	331,500				
166	331,800				
167	332,100				
168	332,300				
169	332,500				
170	332,800				
171	333,100				
172	333,300				
173	333,500				
174	333,800				
175	334,100				
176	334,300				
177	334,500				
再任用教職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級3号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級5号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表（４）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	272,000	386,400
	2	159,400	176,000	264,900	274,400	387,900
	3	160,900	178,100	267,200	276,600	389,400
	4	162,400	180,300	269,500	278,800	390,800
	5	164,100	182,300	272,000	281,100	392,000
	6	166,000	184,500	274,400	283,600	393,300
	7	167,800	186,700	276,600	286,200	394,400
	8	169,600	188,900	278,800	288,800	395,500
	9	171,400	191,200	281,000	291,200	396,900
	10	173,500	194,000	283,300	293,900	398,100
	11	175,500	196,700	285,700	296,600	399,300
	12	177,500	199,400	287,900	299,300	400,600
	13	179,500	202,300	290,300	301,800	401,800
	14	181,700	204,000	292,400	304,200	402,800
	15	183,900	205,600	294,300	306,500	404,200
	16	186,100	207,300	296,300	308,900	405,500
	17	188,400	209,100	298,400	311,300	406,700
	18	191,000	210,700	300,900	313,900	408,200
	19	193,500	212,400	303,400	316,600	409,700
	20	196,000	214,000	306,100	319,500	411,200
	21	198,500	215,800	308,300	321,900	412,600
	22	200,200	217,700	310,900	323,900	414,000
	23	201,900	219,600	313,200	325,900	415,500
	24	203,600	221,500	315,900	328,200	417,100
	25	205,100	223,000	318,500	330,200	418,500
	26	206,500	225,000	320,800	332,400	419,900
	27	208,100	227,000	323,200	334,700	421,300
	28	209,600	229,000	325,400	336,800	422,600
	29	211,300	230,800	327,600	339,000	423,900
	30	213,000	234,400	329,600	341,200	425,300
	31	214,700	238,000	331,800	343,500	426,700
	32	216,400	241,600	334,000	345,800	428,100
	33	217,800	245,200	335,800	347,500	429,300
	34	219,500	248,600	337,900	349,300	430,600
	35	221,200	252,000	340,000	351,200	431,800
	36	222,900	255,400	342,000	353,100	433,100
	37	224,300	258,600	344,000	354,900	434,200
	38	226,000	261,600	345,900	356,700	435,400
	39	227,700	264,700	347,900	358,700	436,700
	40	229,400	267,800	349,800	360,900	438,000
	41	231,000	270,900	351,300	363,000	439,300
	42	232,700	273,100	353,100	365,000	440,500
	43	234,300	275,300	354,700	367,100	441,500
	44	235,900	277,300	356,400	369,100	442,600

再任 教員 以外 の教 職員	45	237,600	279,600	358,200	371,100	443,800
	46	239,100	281,600	360,000	373,300	444,600
	47	240,400	283,500	361,900	375,500	445,400
	48	241,800	285,500	363,700	377,700	446,300
	49	243,000	287,300	365,500	379,700	447,200
	50	244,400	289,700	367,500	381,300	447,700
	51	245,900	292,000	369,500	382,900	448,200
	52	247,100	294,500	371,500	384,400	448,700
	53	248,200	296,500	373,400	385,800	449,200
	54	249,600	299,000	375,400	387,300	449,700
	55	250,800	301,300	377,400	388,800	450,200
	56	252,000	304,000	379,400	390,200	450,600
	57	253,200	306,400	381,100	391,400	451,000
	58	254,400	308,800	382,300	392,700	451,400
	59	255,500	311,300	383,500	393,800	451,800
	60	256,700	313,600	384,600	394,900	452,200
	61	258,100	315,800	385,500	396,300	452,600
	62	259,100	318,000	386,700	397,500	453,000
	63	260,300	320,100	387,700	398,700	453,400
	64	261,200	322,300	388,800	400,000	453,800
	65	262,200	324,200	390,000	401,200	454,100
	66	263,600	326,300	391,000	402,200	
	67	265,000	328,400	392,100	403,600	
	68	266,400	330,400	393,300	404,900	
	69	268,000	332,500	394,300	406,100	
	70	269,500	334,600	395,400	407,200	
	71	271,000	336,800	396,500	408,400	
	72	272,400	339,000	397,600	409,500	
	73	273,400	340,700	398,500	410,500	
	74	274,600	342,600	399,400	411,700	
	75	275,900	344,300	400,400	412,900	
	76	277,100	346,100	401,400	414,100	
	77	278,300	347,900	402,200	414,700	
	78	279,400	349,700	403,000	415,500	
	79	280,600	351,100	403,700	416,200	
	80	281,800	352,900	404,500	416,700	
	81	283,000	354,100	405,200	417,000	
	82	283,900	355,800	406,000	417,400	
	83	285,100	357,500	406,700	417,800	
	84	286,300	359,100	407,400	418,200	
	85	287,200	361,000	408,000	418,500	
	86	288,100	362,600	408,700	418,900	
	87	288,800	364,400	409,200	419,300	
	88	289,800	366,200	409,900	419,600	
	89	290,800	367,900	410,300	419,900	
	90	291,700	369,500	410,700	420,300	
	91	292,600	371,100	411,000	420,700	
	92	293,400	372,700	411,300	421,000	
	93	293,700	374,300	411,600	421,300	

94	294, 400	375, 300	411, 900	421, 600
95	295, 100	376, 300	412, 200	421, 900
96	295, 900	377, 300	412, 400	422, 100
97	296, 700	378, 100	412, 600	422, 300
98	297, 500	379, 000	412, 900	422, 600
99	298, 300	379, 900	413, 200	422, 900
100	299, 000	380, 900	413, 400	423, 100
101	299, 900	381, 700	413, 600	423, 300
102	300, 400	382, 700	413, 900	423, 600
103	300, 900	383, 700	414, 200	423, 900
104	301, 400	384, 700	414, 400	424, 100
105	301, 600	385, 300	414, 600	424, 300
106	302, 000	386, 200	414, 900	424, 600
107	302, 300	387, 100	415, 200	424, 900
108	302, 500	388, 000	415, 400	425, 100
109	302, 700	388, 800	415, 600	425, 300
110	302, 900	389, 500	415, 900	
111	303, 200	390, 300	416, 200	
112	303, 500	391, 100	416, 400	
113	303, 700	391, 700	416, 600	
114	303, 900	392, 500	416, 900	
115	304, 100	393, 200	417, 200	
116	304, 400	393, 900	417, 400	
117	304, 700	394, 500	417, 600	
118	305, 000	395, 200		
119	305, 300	395, 700		
120	305, 600	396, 300		
121	305, 800	397, 000		
122	306, 000	397, 600		
123	306, 200	398, 100		
124	306, 500	398, 600		
125	306, 800	398, 900		
126	307, 000	399, 200		
127	307, 300	399, 500		
128	307, 500	399, 800		
129	307, 700	400, 100		
130	308, 000	400, 400		
131	308, 300	400, 700		
132	308, 500	401, 000		
133	308, 700	401, 300		
134	309, 000	401, 600		
135	309, 300	401, 900		
136	309, 500	402, 200		
137	309, 700	402, 400		
138		402, 700		
139		403, 000		
140		403, 200		
141		403, 400		
142		403, 700		

143			404,000			
144			404,200			
145			404,400			
146			404,700			
147			405,000			
148			405,200			
149			405,400			
150			405,700			
151			406,000			
152			406,200			
153			406,400			
154			406,700			
155			407,000			
156			407,200			
157			407,400			
再任用教職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 2 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、教育委員会の定める教職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に教育委員会の定めるところによる。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(教職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある教職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第75号

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、北九州市長の選挙における法」を「、法」に、「並びに北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における」を「及び」に改める。

第6条第1項中「（北九州市長の選挙における候補者に限る。）」を削り、同条第2項中「北九州市長の」を削る。

第7条中「その旨を」の次に「、北九州市議会議員の選挙にあつては当該区の選挙管理委員会を經由して市選挙管理委員会に、北九州市長の選挙にあつては」を加える。

第8条各号列記以外の部分中「北九州市長の」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条から第8条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される北九州市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された北九州市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

北九州市子どもを虐待から守る条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第76号

北九州市子どもを虐待から守る条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 通告受理機関の機能の強化（第10条・第11条）

第3章 未然防止（第12条—第14条）

第4章 早期発見及び早期対応（第15条・第16条）

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第17条・第18条）

第6章 雑則（第19条・第20条）

付則

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。

子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。

子どもの権利を守るには、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待に苦しみ、その痛みじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。
- ア 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - イ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。
 - ウ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - エ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による通告をいう。
- (6) 通告受理機関 北九州市児童相談所設置条例（昭和38年北九州市条例第66号）第1条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）及び北九州市福祉事務所設置条例（昭和38年北九州市条例第35号）第1条第1項に規定する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもの生命、生存及び発達に対する権利を侵し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、何人も、決してこれを行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、

子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

- 3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し、必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、虐待への対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。
- 3 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めるものとする。
- 4 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を支援するため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 7 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 8 市は、子どもを虐待から守るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置その他の学校における組織的対応が可能となる体制の整備に努めるものとする。
- 9 市は、子どもを虐待から守るため、相談窓口の充実等によって、より相談しやすい環境整備に努めるとともに、必要な広報及び啓発活動を行うものと

する。

（市民の責務）

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めるものとする。

2 市民は、子どもを虐待から守るために市が実施する施策に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市民は、通告が子ども及び保護者に対する支援の出発点であることを理解し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告をしなければならない。

4 市民は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長及び発達を図るよう努めなければならない。

2 保護者は、市が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、虐待を防止するよう努めるものとする。

2 関係機関等は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。

3 関係機関等は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の解除により子どもが地域に戻ってきたときは、その子どもが安心して、かつ、安全に生活できるよう支援し、及び見守るよう努めるものとする。

4 児童養護施設は、その専門性を生かし、子どもの抱える家族との関係性の問題等の解決のために、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努めるものとする。

5 学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、はいかいしている子どもへの声かけを行うなど、虐待の兆候の把握に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告をしなければならない。

（情報の共有）

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合は、その旨の情報を通告受理機関において適切に共有するものとする。

2 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援の継続に必要な情報を書面等で、緊急性が高い場合は対面等で伝達し、必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、虐待を受けた子どもに係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

第2章 通告受理機関の機能の強化

(児童相談所の機能の強化)

第10条 市は、児童相談所において虐待を早期に発見し、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び人材の確保に努めるとともに、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を受けさせることにより人材の育成に努めるものとする。

(福祉事務所の機能の強化)

第11条 市は、福祉事務所において虐待を早期に発見できるよう、必要な体制の整備及び職員の研修に努めるものとする。

第3章 未然防止

(虐待の未然防止)

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民、関係機関等及び事業者と連携して子ども及び保護者に対する子育てに関する支援を充実させるよう努めるとともに、保護者に対し、情報の提供及び相談に係る取組を適切に行うものとする。

2 市は、小学校就学前の子どもへの虐待の未然防止に当たり、幼稚園、保育所その他の子育てに関する支援を行う関係機関等に対し、専門的知識及び技術の提供その他の必要な支援を行うとともに、より有効な支援の在り方についての調査研究及び検証を行うよう努めるものとする。

3 市は、予期しない妊娠など親になる準備の不足や出産後の予測できない事情に起因する虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び育児に関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

第13条 市は、虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、児童福祉法第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和40年法

律第141号)第12条第1項及び第13条第1項の健康診査その他の乳幼児に対する健康診査(以下「乳幼児健診等」という。)を活用するとともに、より有効な活用のあり方についての調査研究及び検証に努めるものとする。

- 2 市は、虐待の未然防止に当たり、乳幼児健診等の未受診、幼稚園への未就園、保育所への未入所、小学校等への不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、安全を確認できていない子どもの情報を把握し、当該職員をして速やかに子どもを目視させること等により、当該子どもの安全の確認に努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第14条 市は、市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

- 2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

- 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

第15条 市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を十分に図るものとする。

(通告に係る対応)

第16条 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認を行うための措置(以下「子どもの安全確認」という。)を行わなければならない。他の地方公共団体で支援を受けていた子ども及び保護者について当該地方公共団体から当該支援の継続に必要な情報の伝達を受けた場合も、同様とする。

- 2 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定により、必要に応じ迅速かつ適切に警察の援助を求めなければならない。
- 3 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。
- 4 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがない

と認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

(専門的な治療、心理療法等の支援)

第17条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援を行うよう努めるものとする。

(虐待を行った保護者に対する指導及び支援)

第18条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行うものとする。

2 保護者は、前項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

第6章 雑則

(財政上の措置)

第19条 市は、子どもの虐待を防止するための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市長の報告)

第20条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第77号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保健病院委員会」を「保健福祉委員会」に改め、同条保健病院委員会の項中「病院局の所管に属する事項」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定に基づき設置された保健福祉委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された保健病院委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された保健福祉委員会に付託されたものとみなす。

北九州市告示第487号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第8条の規定により、北九州市立介護実習・普及センター等の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月19日

北九州市長 北橋健治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
北九州市立介護実習・普及センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立新門司老人福祉センター	株式会社トキワビル商会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立年長者研修大学校周望学舎	北九州シニアネットワークアカデミー共同事業体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立年長者研修大学校穴生学舎		
北九州市立北九州穴生ドーム		
北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	社会福祉法人春秋会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立東部障害者福祉会館	公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立西部障害者福祉会館		
北九州市立点字図書館		
北九州市立聴覚障害者情報センター		
北九州市立総合療育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
北九州市立総合療育センター西部分所	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成31年4月1日から平成34年3月

31日まで

北九州市告示第 4 8 8 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					期間	
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	平成 3 1 年 1 月 1 9 日から同月 2 7 日まで
		個人	1 人	0 円	0 円	
		団体（3 0 人以上）	1 回	0 円	0 円	

北九州市告示第 4 8 9 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					期間	
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	平成 3 1 年 2 月 9 日から同年 4 月 7 日まで
		個人	1 人	0 円	0 円	
		団体（30 人以上）	1 回	0 円	0 円	

北九州市告示第491号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4及び北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）第14条の規定により、北九州市営天神島駐車場、北九州市営勝山公園地下駐車場及び北九州市営室町駐車場の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
小倉都心部パーキングマネジメント共同事業体	北九州市戸畑区川代二丁目1番2号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

北九州市告示第492号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）第14条の規定により、北九州市営黒崎駅西駐車場の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月19日

北九州市長 北橋健治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名称	住所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

北九州市告示第493号

北九州市営住宅条例施行規則（平成9年北九州市規則第33号）第39条の規定により、北九州市営住宅の指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者		指定する期間
	名 称	住 所	
北九州市営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき建設、買取又は借上げをした住宅及びその付帯施設を除く。）	北九州市住宅供給公社	北九州市小倉 北区浅野三丁目8番1号	平成31年 4月1日から平成36 年3月31 日まで

北九州市公告第806号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 北九州市新門司工場電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期限 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地
北九州市新門司工場
- (5) 入札方法 総価により行う。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成３１年１月１８日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに平成３０年１２月３１日から平成３１年１月３日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 公告の日から平成３１年２月８日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において公告の日から無償で交付する。

なお、電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に連絡すること。

(3) 入札説明会 実施しない。

(4) 質問は、平成３１年２月１日午後４時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成３１年１月１８日午後５時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第１号アの場所に書留郵便により、平成３１年１月１８日午後５時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第１号アの場所に書留郵便により、平成３１年２月８日午後５時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市役所本庁舎地下２階第２入札室

イ 日時 平成３１年２月１２日午前１０時

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。
- (9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
- 北九州市環境局循環社会推進部施設課
郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2184
ファックス 093-582-2196
電子メール kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

6 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to Shinmoji Incineration Facility of Kitakyushu City

- (2) Deadline of Tender (by hand)
10:00a.m., Feb 12, 2019
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., Feb 8, 2019
- (4) For further information, Please contact : Facilities Management
Division, Resource Circulation Department, Environment Bureau, City
of Kitakyushu

北九州市公告第807号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 北九州市皇后崎工場電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期限 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市八幡西区夕原町2番1号
北九州市皇后崎工場
- (5) 入札方法 総価により行う。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成31年1月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月31日から平成31年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 公告の日から平成31年2月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において公告の日から無償で交付する。

なお、電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に連絡すること。

(3) 入札説明会 実施しない。

(4) 質問は、平成31年2月1日午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成31年1月18日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年1月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年2月8日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成31年2月12日午前11時

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。
- (9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部施設課

郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2184

ファックス 093-582-2196

電子メール kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

6 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to Shinmoji Incineration Facility of Kitakyushu City

- (2) Deadline of Tender (by hand)
11:00a.m., Feb 12, 2019
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., Feb 8, 2019
- (4) For further information, Please contact : Facilities Management
Division, Resource Circulation Department, Environment Bureau, City
of Kitakyushu

北九州市公告第808号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月19日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	砂津大橋（一般国道199号）支承補修工事（30-1）
	工事場所	北九州市小倉北区末広一丁目ほか
	工事内容	工事延長 52メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成32年3月31日まで
	予定価格	1億5,227万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
総合評価落札方式		適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	鋼構造物工事（希望順位を問わない。）
	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「鋼構造物」の「総合評定値（P）」が700点以上であること。
	許可	鋼構造物工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注2）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の鋼構造物工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本件開札日に、この工事より先行して北九州市技術監理局契約部契約課において開札する鋼構造物工事の落札者でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から平成31年1月7日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 平成31年1月8日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 平成31年1月17日及び同月18日 午前9時から午後7時まで (2) 平成31年1月21日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成31年1月29日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月19日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第7号

北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

扶 養 親 族 届

年 月 日 受付

提出年月日 年 月 日

局 区 部 課	職員番号	氏 名	印
		補 職	
配偶者 <input type="checkbox"/> 有 { <input type="checkbox"/> 市職員 <input type="checkbox"/> 無 } <input type="checkbox"/> その他		※配偶者が市職員の場合に記入すること。 (所属) (職員番号) (氏名)	

現在の扶養親族		
続柄	扶養親族氏名	生年月日

今回届出をする扶養親族				
続柄	フリガナ 扶養親族氏名	生年月日	同居 別居	収入の種類及び年収額
			同 別	

届出の理由	新規又は増加	<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離職 <input type="checkbox"/> 扶養者変更 <input type="checkbox"/> 収入減 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給終了 <input type="checkbox"/> 満60歳以上 <input type="checkbox"/> その他 () 事実発生日 年 月 日
	減少	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 扶養者変更 <input type="checkbox"/> 収入増 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給開始 <input type="checkbox"/> その他 () 事実発生日 年 月 日

【新規又は増加に伴う申立て】
 今回届出をする扶養親族に関しては、私が主たる扶養者であり、当該扶養親族に係る扶養手当、家族手当等を他の者が受給していないことを申し立てます。
 なお、扶養手当を受給している間に、被扶養者の再就職、雇用保険の受給、収入状況の変更、扶養者の変更等により扶養手当の受給要件を欠くこととなった場合その他扶養親族届の届出を行うべき事実が生じた場合は、速やかに所要の届出を行います。

氏 名 印

※「主たる扶養者」とは、通常その世帯の構成員のうち最も収入が多く、その扶養親族を世帯において中心的に扶養している者をいう。

- 記入上の注意
- 1 太枠内のみ記入すること。
 - 2 職員本人の「職員番号」「氏名」欄には、必ず所定の職員番号付きゴム印を押すこと。
 - 3 「収入の種類及び年収額」欄には、将来1年間の給与収入、事業収入、年金、失業等給付金その他の収入があればこれを見積もり、収入の種類ごとにその年収額を記入すること。
 - 4 「届出の理由」欄には、この届を行う理由についてレ印を付し、それらの事実発生日について記入すること。
 - 5 新規又は増加の場合は、「新規又は増加に伴う申立て」欄に内容を確認の上、職員本人の氏名を記入し(ゴム印不可)、押印すること。

扶養親族	年 月 から							
	人員	決定額	人員	決定額	人員	決定額	人員	決定額
配偶者	人	円	人	円	人	円	人	円
15歳未満の子								
15歳以上22歳未満の子								
父母等								
合計								

摘 要

<追給又は戻入 有 無>
 <児童手当関係届 有 無>

給 与 担当課	係	係長	上記のとおり決定する。 給与担当課長 印	電算入力済 <input type="checkbox"/> 追戻処理済 <input type="checkbox"/>
---------	---	----	-------------------------	--

(日本工業規格A4)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。